

（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令の一部改正）
第二条 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第一条 第二条中「から第三項まで」を「又は第二項」に改め、同条第三号中「第五条第四項」を「第五条第三項」に改める。

第二条中「第二条第一項」を「第二条」に改める。
（地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部改正）

第三条 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成十九年政令第三百九十七号）の一部を次のように改正する。

附則第六条を附則第七条とし、附則第五条を附則第六条とする。
附則第四条（見出しを含む）中「令和三年度から令和五年度までの各年度」を「令和五年度」に改め、同条を附則第五条とし、附則第三条の次に次の一条を加える。

（令和四年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例）
第四条 令和四年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定に係る第七条第一号及び第八号第一号の規定の適用については、第七条第一号八中「第二十二号」とあるのは「附則第十四条の規定により読み替えられた同令第二十二号」と、第八号第一号イ(1)中「第十三条第一号イ」とあるのは「附則第九号第三項及び第十二号の規定により読み替えられた同令第十三条第一号イ」と、同号イ(2)中「第十三条第一号ロ」とあるのは「附則第十二号の規定により読み替えられた同令第十三条第一号ロ」とする。

附則
この政令は、令和四年四月一日から施行する。
総務大臣 金子 恭之
内閣総理大臣 岸田 文雄

地方税法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。
御名 御璽
令和四年三月三十一日
内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第三百三十三号
地方税法施行令等の一部を改正する政令
内閣は、地方税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第一号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。
（地方税法施行令の一部改正）
第一条 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。
第七条の十の四の次に次の一条を加える。
（総所得金額の算定の特例）
第七条の十の五 法第三十二条第二項の規定により同条第一項の総所得金額を算定する場合には、所得税法第三十五条第四項第一号中「第二条第一項第三十号（定義）」に規定する合計所得金額」とあるのは「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十三号第一項第十三号に規定する合計所得金額」と、租税特別措置法第四十一条の三の三第四項第三号中「所得税法第二条第一項第三十四号に規定する扶養親族」とあるのは「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十三号第一項第九号に規定する扶養親族」と、同項第四号中「所得税法第二条第一項第三十三号に規定する同一生計配偶者」とあるのは「地方税法第二十三号第一項第七号に規定する同一

生計配偶者」と、同法第四十一条の十五の三第一項中「同条第四項（同法第六十五号第一項において適用する場合を含む）」とあるのは「地方税法第三十二条第二項の規定によりその例によることとされる所得税法第三十五条第四項」と、「ついでには、同法」とあるのは「ついでには、地方税法施行令第七号の十の五の規定により読み替えられた同法」として、これらの規定の例によるものとする。
第七条の十一第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2 前項の規定により同項の総所得金額を算定する場合には、所得税法第六十五号の規定により準ずることとされる同法第三十五条第四項第一号中「第二条第一項第三十号（定義）」に規定する合計所得金額」とあるのは「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十三号第一項第十三号に規定する合計所得金額」と、租税特別措置法第四十一条の三の三第四項第三号中「所得税法第二条第一項第三十四号に規定する扶養親族」とあるのは「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十三号第一項第九号に規定する扶養親族」と、同項第四号中「所得税法第二条第一項第三十三号に規定する同一生計配偶者」とあるのは「地方税法第二十三号第一項第七号に規定する同一生計配偶者」と、同法第四十一条の十五の三第一項中「同条第四項（同法第六十五号第一項において適用する場合を含む）」とあるのは「同法第六十五号の規定により準ずることとされる同法第三十五条第四項」と、「ついでには、同法」とあるのは「ついでには、地方税法施行令第七号の十一第二項の規定により読み替えられた同法」と、所得税法施行令第二百五十八号第二項中「法第三十五条第四項」とあるのは「地方税法施行令第七号の十一第二項の規定により読み替えられた法第三十五条第四項」として、これらの規定の例によるものとする。
第七条の十四第七号中「附則第三号第一項」を「附則第十号第一項」に改める。
第八条の二の二の見出し及び第八号の二の三の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改める。

第九条の七第一項中「次条第四項」を「次条」に改める。
第九条の七の二第二項中「第五十三号第四十二項」を「第五十三号第四十二項」に、「同条第四十五項及び第四十六項」を「同条第四十七項及び第四十八項」に改め、同条第二項中「第五十三号第四十一項」を「第五十三号第四十二項」に改め、同条第三項中「第五十三号第四十二項（同条第四十五項及び第四十六項）」を「第五十三号第四十三項（同条第四十七項及び第四十八項）」に、「同条第四十二項」を「同条第四十三項」に改め、同条第四項中「第五十三号第四十一項」を「第五十三号第四十二項」に改め、同条第五項中「第五十三号第四十二項」を「第五十三号第四十三項」に改め、同項に後段として次のように加える。
この場合において、同項の規定により加算されるべき金額の計算の基礎となる外国の法人税等の額その他の総務省令で定める金額は、道府県知事において特別の事情があると認める場合を除くほか、当該書類に当該計算の基礎となる金額として記載された金額を限度とする。
第九条の八及び第九条の八の二第一項中「第五十三号第五十二項」を「第五十三号第五十四項」に改める。
第九条の八の三の見出し及び同条第一項並びに第九条の八の四の見出し及び同条第一項中「第五十三号第五十三項」を「第五十三号第五十五項」に改める。
第九条の八の五（見出しを含む）中「第五十三号第五十四項第三号」を「第五十三号第五十六項第三号」に改める。
第九条の八の六の見出し及び同条第一項中「第五十三号第五十六項」を「第五十三号第五十八項」に改める。
第九条の九の見出し中「第五十三号第五十六項」を「第五十三号第五十八項」に改め、同条第一項中「第五十三号第五十六項」を「第五十三号第五十八項」に、「同条第五十四項」を「同条第五十六項」に改める。
第九条の九の二第一項中「第五十三号第五十七項」を「第五十三号第五十九項」に改める。